

《令和5年度 発達支援相談事業方針》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援につなげられるよう専門相談事業を展開します。

個別状況に応じて、児童発達支援事業や医療へのつなぎをスムーズに行います。

関係機関と連携して支援の充実を図ります。

2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。また、子ども発達・療育支援輸送事業について、利用状況の推移を確認し、検討していきます。

3. 保育所・幼稚園巡回相談事業と学童期への連携の継続

集団活動の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を行います。

相談事業を利用している児童について入学時に学校連携を行い、学校での過ごしがスムーズに移行できるように努めます。

4. 就学後の支援体制の継続

子育て発達支援センターの周知を行うとともに、学校訪問・放課後児童クラブ・放課後等サービス事業・医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所など、ケースを通じて連携を図ります。

5. 研修の実施

スキルアップ研修として支援の必要なお子さんへの関わり方等、支援者支援のための研修を行います。また、関係機関の依頼によるセンター職員の研修を行います。